



成迫社会保険労務士法人  
松本事務所 TEL 0263-88-2862  
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行  
松本事務所 TEL 0263-38-7300  
長野事務所 TEL 026-291-4160  
飯田事務所 TEL 0265-25-0261



## 傷病手当金の支給期間の通算が可能になります。(令和4年1月1日～)

全国健康保険協会（協会けんぽ）の傷病手当金は、被保険者が私傷病で働くことができず休職した場合、4日目から支給されます。

1日当たりの支給額は、【支給開始日の以前12か月間の各標準報酬月額を平均した額】÷30日×3分の2です。

例えば、標準報酬月額200,000円の場合だと、1日当たり4,444円が協会けんぽから支給されます。

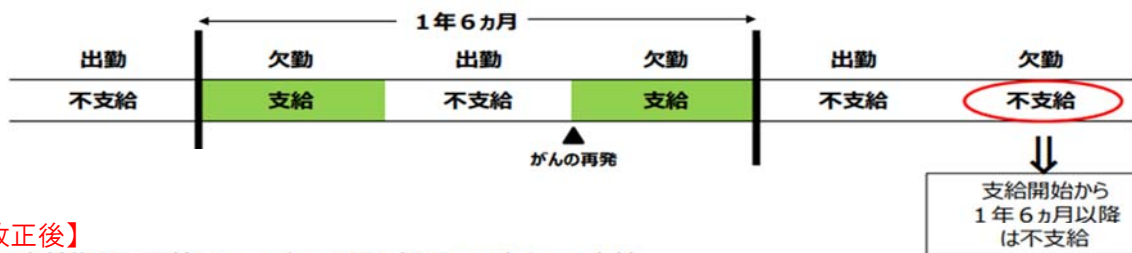
令和4年1月1日にこの傷病手当金が改正されます。現行制度では、「最初に支給された日から最長1年6か月」とされているため、実際に受給した期間とは関係なく、支給開始から1年6か月で受給期間が終了となっていました。

復職と治療を繰り返していると、あっという間に1年6か月が経過してしまい、実際には数か月分しか受給できなかった、というケースは少なくなく、実際、「全国健康保険協会管掌健康保険 現金給付受給者状況調査報告」（令和元年度）によれば、平均支給期間は164.59日（約5.4か月）、支給期間で最も多いのは30日以下となっております。

今回の改正では、受給期間が通算1年6か月となります。出勤に伴い不支給となった期間については、その分延長することができるようになるので、復職、治療を繰り返したとしても、丸々1年6か月分、受け取れる可能性が高くなります。

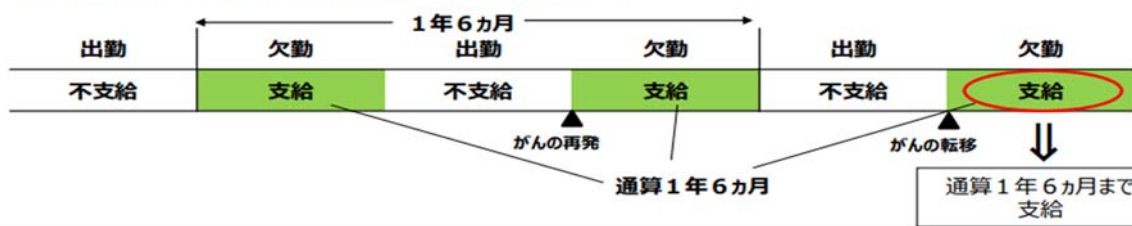
### 【改正前】

⇒ 支給開始から1年6か月を経過する時点まで支給（1年6か月後に同じ疾病が生じた場合は不支給）



### 【改正後】

⇒ 支給期間を通算して、1年6か月を経過した時点まで支給。



年齢階級別支給状況（前記調査）では、全支給件数の約6割が50歳以上となっており、働く人たちの高齢化が進む中、今後ますます傷病手当金を受給する人が増えていくものと予想されます。

今回の改正は、病気やケガと共に生きる人にとって、とても大きな支えになることと思われます。

詳細については弊社担当者にお問い合わせください。

高橋史樹

## 2021年8月1日より共働きの健康保険の扶養基準が明確化に！

年収がほぼ同じ夫婦の子において、どちらの健康保険に加入するかは次のように定められています。

～夫婦とも勤務先で加入している健康保険の場合～

- ① 被保険者の年間収入が多い方の被扶養者とする。
- ② 夫婦双方の年間年収の差額が1割以内である場合は、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
- ③ 夫婦のどちらかが共済組合の組合員であって、その方に扶養手当等の支給が認定されている場合には、その方の被扶養者として差し支えない。

詳細については弊社担当者にお問い合わせください。

経理代行

